

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成23年9月6日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年7月19日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成23年7月19日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 820,000円
- 2 損害賠償の相手方 京都府綴喜郡宇治田原町在住
28歳女性

3 事故の概要

平成23年5月29日午後7時頃、相手方所有の自動車が市道篠ランプ9号線を走行中、路面の陥没箇所に車両底部が接触し、フロントバンパー等を破損した。